

美里町工事等における現場代理人等の常駐義務緩和措置取扱要領

(令和4年3月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、美里町建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人及び美里町業務委託契約約款第8条の規定に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）の工事現場及び業務の現場（以下「工事現場等」という。）への常駐義務の緩和を行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に示す期間においては、現場代理人等は、工事現場等への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事完成通知書の受理後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査又は現場作業（資器材等の搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間
- (6) 土木施設維持管理業務であって、現場調査又は現場作業（資器材等の搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間

(兼務の対象工事等)

第3条 受注者は、美里町、本庄市、神川町、上里町及び本庄県土整備事務所が発注した工事又は業務委託（以下「工事等」という。）で、次の各号のいずれかに該当する2件までの工事等において、1人の者がそれぞれの現場代理人等を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) それぞれの当初請負契約額が3,500万円未満の工事
- (2) 建設工事に係る調査・測量業務委託
- (3) 土木施設維持管理業務委託
- (4) 発注者が工事等の特性から現場代理人等の兼務を認めることが適当であると判断した工事等

(兼務の条件)

第4条 受注者は、前条の規定により兼務が認められた場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発注者及び代行者（配置された場合に限る。）との連絡体制の確保
- (2) 現場代理人等のいずれかの工事現場等への常駐
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなどの工事現場等の安全管理及び住民対応等の配慮

（兼務の手続き）

第5条 受注者は、現場代理人等の兼務を希望する場合には、現場代理人等の兼務承認申請書（別記様式）により発注者に申請しなければならない。

2 当該工事等の主管課等の長は、前項の規定により申請があった場合には、必要に応じ既に現場代理人等として常駐している工事等の主管課等の長に意見を求め、兼務の承認又は不承認を判断するものとする。

3 当該工事等の主管課等の長は、兼務の承認又は不承認を判断したときは、速やかに受注者に対し通知するものとする。

（その他）

第6条 発注者は、前条第1項の規定による申請内容に虚偽があった場合には、当該兼務の承認を取り消すことができる。

2 発注者は、連絡体制の不備等により兼務に支障があると認められた場合には、当該兼務の承認を取り消すことができる。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。